

とくしま在宅育児応援クーポン

事業者マニュアル

【板野町】



1 「とくしま在宅育児応援クーポン」の概要

(1) 目的

在宅で育児をしている家庭の負担を軽減することを目的に、子育て支援サービスの利用料の支払いに使える「とくしま在宅育児応援クーポン」を交付します。

(2) 交付対象者

0歳、1歳、2歳児を在宅で育児している保護者（父母又は養父母）

《交付条件》

⑦認可（又は認可外）保育施設を利用していないこと

⑧保護者の世帯年収が640万円未満であること

(3) 交付額

誕生日ごとに対象者から申請を受け付け、15,000円分のクーポン券を交付

(4) 有効期間

誕生日から次の誕生日の前日まで

※板野町の事業開始日や、板野町外から転出入した児童等については、有効期間が異なる場合がありますので、必ずクーポン表紙の「有効期間欄」をご確認ください。

(5) クーポン対象サービス

類型	子育て支援サービス	サービス提供者
保育・育児支援	一時預かり事業	保育所等
	病児病後児保育事業	病児病後児保育実施施設
	ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター事業提供会員
保健	インフルエンザ予防接種 (任意接種に限る)	医療機関
	フッ化物塗布 (保険診療により実施された場合を除く) ※保険診療と同一日に実施はできません。	歯科医療機関
その他	県内社会教育施設等の利用料	あすたむらんど徳島

(6) クーポンの利用

クーポンは500円券が30枚つづりとなっています。

クーポンの対象となる子育て支援サービスを利用した際、以下の2通りの支払い方法のいずれか1つで支払います。

(1) クーポン払い

利用料をクーポンで支払います。

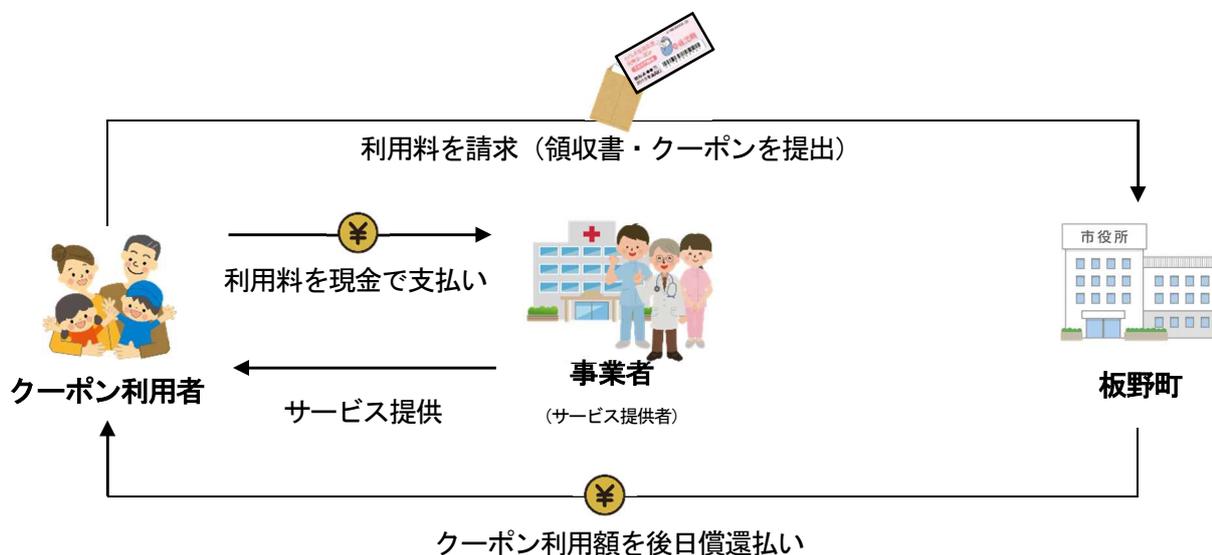
500円券で足りない端数がある場合は現金を足して支払います。



(2) 償還払い

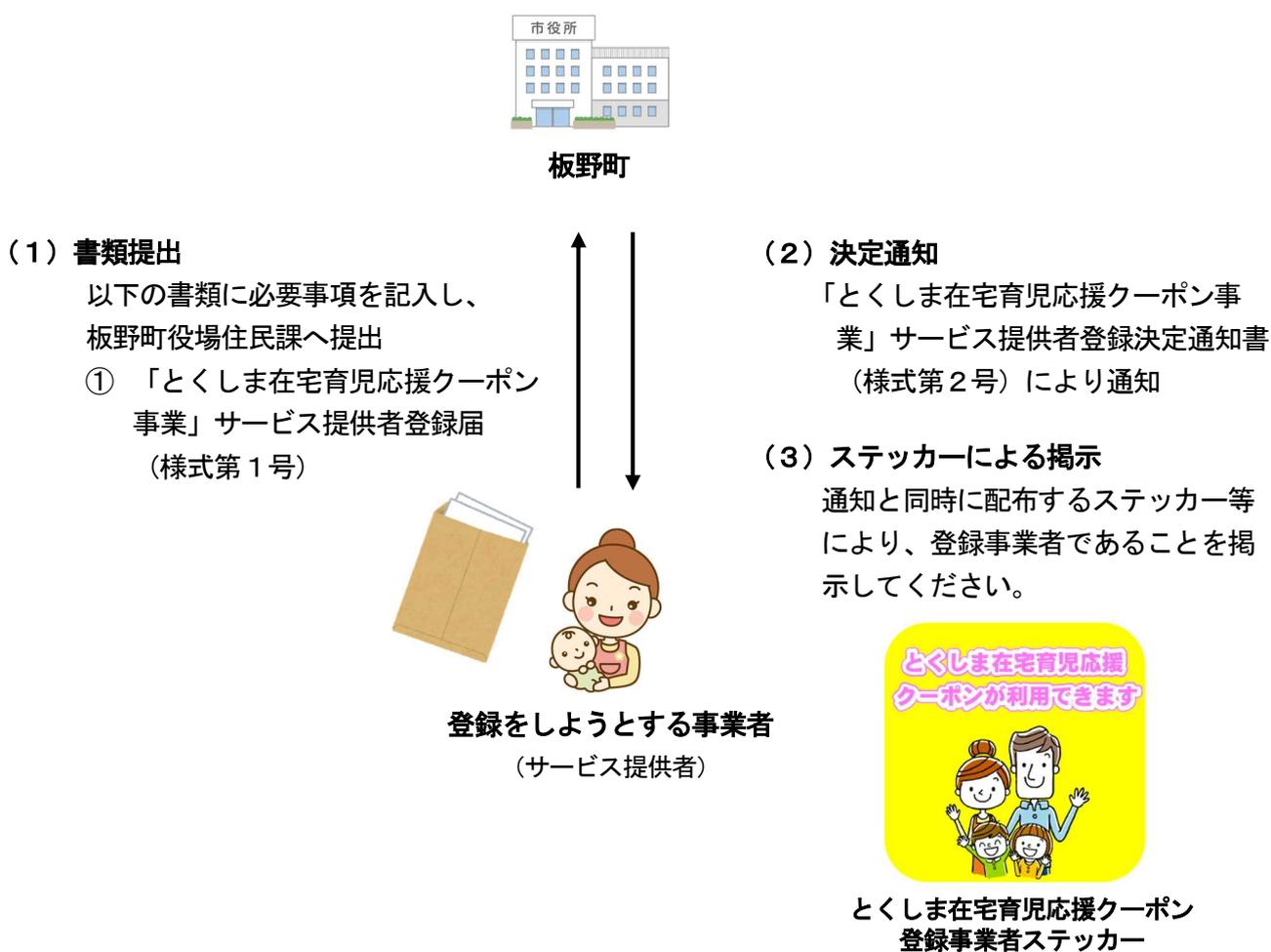
利用料を現金で支払います。

クーポンの利用者は、サービス提供者から領収書を受け取り、後日、板野町役場の窓口に領収書とクーポンを提出して口座に振り込んでもらいます。



2 事業者登録について

クーポン対象サービスを提供する事業者になるには、板野町に登録する必要があります。



注意

- ・登録内容の変更、廃止をする場合は、市町村に相談し、必要に応じて届出をしてください。
- ・クーポン事業の対象となるのは、子育てを支援する「サービス」のみです。おむつや粉ミルクなどの物の購入は対象となりませんので、ご注意ください。どのようなサービスが対象となるかは、板野町役場住民課までお問い合わせください。
- ・クーポン払いができるのは、事業者が登録している板野町の住民のみです。広域で事業を実施したい場合は、提供する予定の市町村に対して、すべて登録をしている必要があるので、ご注意ください。

3 クーポンの取扱いについて

サービス利用者が利用料をクーポンにより支払う場合、次のように取扱ってください。

<使用時の流れ>

- ① クーポンの綴りを受け取る。
- ② 使用する枚数だけを切り離し、残りは返却する。
- ③ 裏面に利用年月日、事業者名を記入し、保管。

① クーポンの綴りを受け取る。

▼クーポン綴りの表紙を見て、以下の点を確認してください。

A 板野町の発行であること

登録市町村以外のクーポンは換金できません。

B 有効期間内であること

有効期間外のクーポンは換金できません。

C 氏名の確認

クーポンは表紙に氏名が記載されている児童及びその保護者のみ使用できます。母子手帳等により「交付対象のお子さんの氏名」を確認してください。

▼クーポンは切り離し無効です。

利用者が誤ってクーポンを切り離してしまった場合は、元の綴りと一緒に提示すれば使用可能です。

サービス提供者が誤って必要枚数分以上のクーポンを切り離してしまった場合は、利用者に説明したうえで、余分のクーポンを返却してください。

② 使用する枚数だけを切り離し、残りは返却する。

▼利用者にクーポンを何枚利用するかを確認し、その枚数だけ切り離してください。

【注意！】

クーポンによる支払い分 ≤ サービス利用料となる場合のみ、クーポンによる支払いができます。

500円未満の端数をクーポンで支払うことはできません。

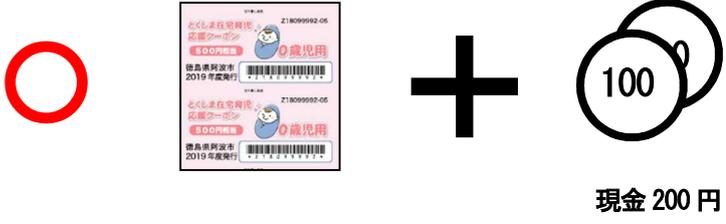
利用者にお釣りが不要と言われたとしても、

利用料金以上のクーポンは受け取らないでください。

(注：クーポンを利用した支払方法の例について)

(クーポン綴り表紙)

2019年度発行
とくしま在宅育児
応援クーポン
0歳児用
【●●市】
A
B
C
●交付対象のお子さんの住所
有効期間 年 月 日～ 年 月 日
●交付対象のお子さんの氏名
* 2 1 8 0 9 9 9 9 2 *
Z18099992
※表紙、裏表紙のクーポン利用の手引き及び使用上の注意事項をご確認ください。

<p>例1：1,000円の料金をクーポンで支払い</p>  <p>クーポン2枚で支払い</p> <p>クーポン2枚 (1,000円分)</p>	<p>例2：480円の料金をクーポンで支払い</p>  <p>料金が500円未満のため、クーポンは使用できません。</p>
<p>例3：1,200円の料金をクーポンで支払い</p>  <p>クーポン2枚 (1,000円分) と現金200円で支払い</p> <p>現金200円</p> <hr/>  <p>利用料金を超える額のクーポンは使用できません。 端数は必ず現金でお支払いください。</p> <p>クーポン3枚 (1,500円分)</p>	

※クーポン現物払いが含まれる支払に領収書の発行を求められた場合は、クーポン現物による受領額の内訳を必ず記載してください。
(上記例3の場合であれば、1,200円(うちクーポン受領額1,000円))

③ 裏面に利用年月日、事業者名を記入し、保管。

▼裏面に利用年月日、利用機関(者)名(ゴム印可)を記入してください。
2～5面の半券がつながっている場合は、いずれか一か所の記入で結構です。

<記入例> (クーポン裏面)

利用年月日	H30. 4. 1	のりしろ部分
受領機関(者)名(ゴム印又は署名)	とくしま保育園	

※受領したクーポンは板野町への請求に必要ですので保管しておいてください。
クーポンを紛失した場合はその分は請求できませんので、ご注意ください。

4 利用料等の請求について（クーポン現物払いの場合）

<提出書類>

- ① 「とくしま在宅育児応援クーポン」請求書
- ② クーポン台紙

- (1) 複数のサービスを提供している事業者については、サービスごとに受領したクーポンの枚数を数え、枚数を請求書に記入します。
※複数サービスの端数を合算して1枚のクーポンの支払になっているものは、支払額の多い方のサービスに充てられたものとして計算してください。
(例：サービスA700円＋サービスB800円の支払をクーポン3枚で支払った場合
⇒サービスA1枚、サービスB2枚として整理)

- (2) 受領したクーポンの確認をします。
- ・板野町へ請求のクーポンであるか
 - ・裏面に利用年月日の記入があるか
 - ・裏面に受領機関（者）名の記入があるか
- ※クーポン券がつながっている場合、いずれか1枚に記入があれば結構です。

- (3) クーポン台紙にクーポンを貼付します。
- ・剥がれにくい水のり等でしっかりと固定してください。
表面を上にして、台紙ののりしろ部分にのりづけし、裏面が確認できるようにしてください。
 - ・1枚のクーポン台紙に10枚まで貼付できます。

必要書類一式をそろえたうえで、クーポンが使用された日の翌月の10日までに

- ※金券ですので、郵送の場合は書留等の追跡・補償のある方法で送付してください。
- ※請求書が所管課に届いてから概ね30日以内に指定口座に振り込みます。
- ※様式はコピーしてご利用ください。

記載例

様式第6号の1 (第8条関係)

(保育・育児支援サービス提供者 → 市町村提出用)

「とくしま在宅育児応援クーポン」請求書 4月分

金額	+	万	千	百	十	円
¥	1	5	0	0	0	0

上記の金額を請求します。
上記の請求金額を次の口座に振込願います。

〇〇〇	銀行 信金 信組 農協	〇〇〇	支店	当座 預金 普通	口座番号 (右づめ)						
					1	2	3	4	5	6	7
フリガナ	トクシマホイクエン エンチョウ トクシマ タロウ										
口座名義	とくしま保育園 園長 徳島 太郎										

平成 年 月 日

(あて先) 〇〇〇〇市町村長 様

【注意】
同一の金額とすること

〒770-8570 住 所 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

団体名・個人名 とくしま保育園園長 徳島 太郎

TEL (088) 621-2730

代表者の私印でも可
(シャチハタは不可)
事業者名だけの印は使用できません

番号	提供サービス (該当するものに○をつけてください)	クーポン 単価①	ク 数量②	(①×②)
1	一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター、 その他 ()	500	30	15,000
2	一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター、 その他 ()	500		
3	一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター、 その他 ()	500		
4	一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター、 その他 ()	500		
5	一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター、 その他 ()	500		
合 計			30	15,000

※当該月の請求は、●×までに、利用者の所在市町村の児童福祉担当課に送付願います。

※添付書類：使用済みクーポン（裏面に「利用年月日」、「受領機関（者）名」を記入）

請求時の注意事項

●クーポンの有効期間について

有効期間内でないクーポンを誤って受け取り、請求されてもお支払いできませんので、ご注意ください（有効期間開始前の利用も請求することはできません）。有効期間は児童の生年月日や居住市町村への転入日により、児童ごとに異なります。クーポン表紙の有効期間欄を必ず確認のうえ、受領してください。また、有効期間欄が空欄である場合は、表紙裏面の「お問い合わせ先」の板野町役場住民課に速やかに御連絡ください。

●受領したクーポンの処理について

クーポンを貼付する台紙については、恐れ入りますが、コピーしてご利用ください。貼付するクーポンの枚数が多い場合は、片面だけでなく、両面に張り付けていただいてもかまいませんが、クーポンを重ねて貼り付けないでください。

※請求前に必ず板野町発行のクーポンであることを確認してください。

他市町村発行のクーポンは支払いできませんのでご注意ください。

●印鑑について

印鑑は鮮明に押印してください。不鮮明な場合は、再度、提出いただくことになり、支払いが遅れることがありますので、ご注意ください。

●請求書の提出について

記入内容を訂正する場合は、請求書に押印したものと全く同じ印鑑を使用してください。小さい訂正印や修正テープ等は使用できません。また、【金額】欄は訂正印や捨印があっても訂正することはできません。金額を訂正している場合は、再度、請求書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

●振込先口座名義について

口座名義人を請求書に記載した代表者名以外の名義に指定する場合は、委任状が必要になります。委任状は板野町ホームページでダウンロードしていただくか、板野町役場住民課に備え付けてあります。（板野町HP QRコード）

《委任状が必要な場合の例》

サービス提供者： △△保育園 園長 ○○○○

口座名義： 社会福祉法人□□会 理事長 ●●●●

5 償還払い請求への対応

市町村が「償還払い請求」として指定するサービスを提供する事業者については、原則として窓口でクーポンを取り扱う必要はありません（例：予防接種、ファミサポなど）。

ただし、後日、サービスの利用者が市町村窓口へクーポン相当額の償還払い請求を行いますので、母子手帳を確認の上、利用者には次の事項が確認できる領収書を交付してください。

- ① 支払者氏名（親）
- ② 対象児童氏名
- ③ 利用年月日
- ④ サービスを提供した事業者名
- ⑤ サービスの内容
- ⑥ 金額

必ず母子手帳の提示を求め、
親と児童の氏名を一致させること



医療機関における任意予防接種・フッ化物塗布について（償還払いの場合）

医療機関における任意予防接種とフッ化物塗布については、母子手帳の確認は不要です。
また、①支払者氏名（親）については記載不要です（児童の氏名は必要）。
（上記内容の記載があれば、医療機関所定の領収書の交付で可）



【レシート等（領収書など）記載例】

領 収 証

① 支払者氏名（親）
料金を支払った親の氏名
（「上様」など氏名がわからない
記載は不可）

徳島 太郎 様
（徳島 次郎 様）

⑥ 金額
複数サービスを提供された
場合は、クーポン対象の金額が
わかるように記載してください。

¥ ●●●, ●●●●

③ 利用年月日
領収日が利用日と異なる場合は、
利用日を追記してください。

平成●●年●月●日

② 対象児童氏名
利用又は同伴する児童の氏名を
記載してください。

但 ●●博物館入館料 として
上記正に領収いたしました。

⑤ サービスの内容
接種種別や施設名など、対象サービスが
わかるように記載してください。

●●博物館
館長 ●● ●●

④ サービスを提供した事業者名

領収印

〒〇〇〇-〇〇〇〇
徳島県〇〇市〇〇〇〇〇〇

上記の内容がレシート等で確認できない場合は、手書きでかまいませんので、レシート等に追記していただきますようお願いいたします。

6 こんな場合は？

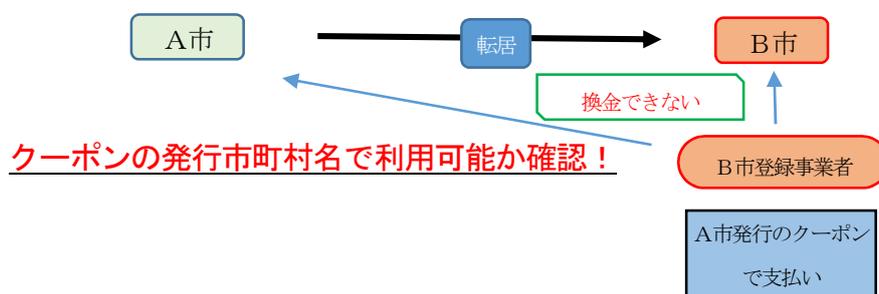
- Q 利用者が表紙から切り離されたクーポンで支払いしようとする場合
A 原則、切り離されたクーポンは使用できません。ただし、表紙を持参しており、通し番号から、同表紙から切り離されたクーポンであること、クーポン利用者の本人確認ができる場合は、クーポンでの支払いを受けても構いません。

- Q 使用できないクーポンで支払いを受けてしまった場合、換金してもらえるのか。

- A 無効のクーポンの換金はできません。

(例)・有効期限切れのクーポン

- ・利用者が、市町村域を越えて転居しており、転居前の住所地で交付を受けたクーポンを転居後の市町村で使用した場合



- Q クーポン交付対象の子供の兄弟の一時預かりサービスにクーポンは使えるか。
A 交付対象の子供又は父母（養父母）のサービス利用にしか、クーポンは使えません。例えば、祖父母が親の代理で預けにきた場合にも利用できません。母子手帳や健康保険証等で利用者・対象となる子供の本人確認をしてください。